

刈谷市低入札価格調査等実施要領の運用

(調査基準価格)

第1条 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「基準価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、基準価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額を、基準価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とする。

3 前2項の規定にかかわらず、必要があると認められる場合は、予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において調査基準価格を定めることができる。

(失格基準価格)

第2条 失格基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額以下の額で工事ごとに設定することができる。

- (1) 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(調査の実施)

第3条 契約検査課長は、低入札価格調査の対象となった者（以下「落札候補者」という。）から、次に掲げる書類（以下「低入札価格調査書」という。）を添付した理由書（様式第1号）を提出させることにより、事情聴取等の必要な調査を行うものとする。

- (1) 手持ち工事の状況（対象工事付近・その他）
- (2) 手持ち資材の状況
- (3) 手持ち機械の状況
- (4) 下請負契約の予定
- (5) 信用状況に関する事項
- (6) 過去3年間に施行した刈谷市発注工事及び工事成績
- (7) 過去3年間に施行した公共工事
- (8) 配置予定技術者
- (9) その他必要な事項

2 契約検査課長は、落札候補者が調査の対象となった場合は、入札を終了したあと直ちに、理由書及び低入札価格調査書（以下「理由書等」という。）の提出を求めるものとする。

3 調査の対象となった落札候補者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して6日以内に理由書等を提出しなければならない。

4 前項の場合において、当該入札者が定められた期日までに理由書等を提出しないときは、落札者としなない。

（報告）

第4条 契約検査課長は、前条の規定による調査等を実施したときは、その結果を刈谷市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に報告し、意見を求めるものとする。

（審査と判定）

第5条 委員会は、提出された報告書に基づき契約の履行が確保できるか否かを審議し、判定しなければならない。

附 則

この運用は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。